

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成26年12月 5日(金) 午前 9時30分 開会 午前 9時50分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7人)	前澤 良二 館 大樹 相馬 欣行 大山 学 前田 秀資 中台 和子 小沼 富夫
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0人)
7 傍 聴 者	4人
8 事 務 局	参事(兼)次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第8号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を
求める意見書提出についての陳情
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【前澤良二議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

「陳情第8号、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見をお願いいたします。

○委員【中台和子議員】 それでは、陳情第8号について意見を述べさせていただきます。

憲法問題は極めて重要な国民的課題のため、対立を先鋭化させることは決して得策ではありません。敗戦後の日本は、一面の焼け野原から日本人は立ち直り、見事に国を再生しました。戦後の民主主義国家建設のため制定され、目覚ましい経済発展を支えてきたのが日本国憲法です。しかしながら、憲法制定以来、70年が経過した現代、東日本大震災などにより提起された緊急事態における国のあり方の問題、科学技術の進歩と生命倫理や地球環境問題、尖閣諸島をめぐる情勢や集団的自衛権行使に見られる外交、安全保障上の問題などに対応していかなければならない状況にあります。これらの問題解決には、国の根本規範である憲法の議論もいずれ必要になってくると考えます。

国民の代表機関である国会には、憲法論議の場として憲法審査会が置かれています。国政選挙では憲法改正や集団的自衛権の問題が主要な争点として浮上しています。しかしながら、憲法は国民のものであり、選挙で1票を投じた後は国会議員だけで議論するというようなものではありません。国のあり方を考え、国の行く末を決めるのは主権たる国民であります。

憲法については、護憲、改憲、その他さまざまな立場がありますが、憲法が国の形や国民生活に大きな影響を及ぼすことや、その憲法のあり方を最終的に決めるのが憲法改正国民投票の投票権を持つ国民であるということについては異論のないところだと思います。国民が憲法のあり方について判断し、1票を投ずる場である憲法改正国民投票については、その制度の概要はもちろん具体的な手続についてもいまだ国民の間で十分な知識の共有が図られているとは言えません。制度の概要についての知識の普及のほか、国民投票が将来実際に行われた場合に活発な議論が喚起され、国民が十分な判断材料を得た上で投票することができるように実際の国民投票運動のあり方や国民投票の具体的な手続も念頭に置いた議論を行う必要があると思っております。

陳情第8号、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出についての陳情について私は賛成いたします。

○委員【大山庄議員】 それでは、陳情第8号、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出についての陳情について、意見を述べます。

まず今回の陳情を審査するに当たり、憲法とは何かということを考察したいと思います。まずその前に、日本は法治国家であるといいますが、法治国家とは何でしょう。歴史上、国家という体制が整った国は全て法律があり、それは法治国家と言えます。悪法も法なりのたとえどおり、ナチ法時代のドイツもそうですし、クメール・ルージュが支配したカンボジアも法があれば法治国家です。しかし、法制度自体が用意されていることと、国民が平安に暮らせることとは別です。憲法が最高規範であると言われるのは、憲法が国民を制限する側の国家権力を制限する法であるということです。憲法は、国民の自由、権利を守る役割を担っているということです。これを法学上、法の支配といいます。ここでいう支配とは、決して国民を支配することではないということは言うまでもありません。法の支配で重要なのは、人権の保障、憲法の最高規範性、司法権重視、適正手続の保障、以上を規定している法があるということです。これを規定しているのが日本国憲法です。

さらに、日本国憲法は上記規定を保障するために、通常の法令の改正要件に比べ、改正のための要件が加重され、厳密にされているという硬性憲法であるということです。

そこで、今回の陳情内容に入ります。太平洋戦争後、日本が戦火にまみえることなく、平和裡に経済発展を遂げてこられたのは、まさしく平和憲法のもとに国際社会に貢献してきたゆえだと思えます。そして、今まで現行憲法が改正されなかったのは、硬性憲法であることとともに、基本的人権尊重主義、国民主権、平和主義の崇高な理念にあることも事実です。しかし、70年を経た中で、国際社会の中で日本を取り巻く安全保障環境、日本の国際的な活動状況を考えると、現行憲法にややほころびが見られているということも事実であると考えます。

例えば憲法第9条の問題が大きな議論の的になっていることは周知のことです。憲法第9条は、第1項の内容である戦争の放棄、第2項前段の内容である戦力の不保持、第2項後段の内容である交戦権の否定の3つの規定、規範的要素から成り立っています。憲法第9条のみを厳密に解釈すれば、自衛のための軍隊、すなわち今の自衛隊も憲法第9条第2項の戦力に当たり、違憲状態にあると解釈されます。しかし、国際法上、主権国家としての固有の自衛権は保障されているわけで、憲法前文で確認している国民の平和的生存権や憲法第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を維持し、その存在を全うするために必要な自衛の手段、措置をとることまでは禁じているとは言えず、自衛隊は第2項の戦力には当たらないというのが政府見解です。簡単に言えば、憲法の解釈により自衛隊が違憲ではないとの立場を政府は主張して、採用してきました。

この問題を考察すると、違憲の疑いのある自衛隊を解体することは非現実的で、今や自衛隊の存在は欠かすことのできないものであることも明白な事実であります。憲法のもとに自衛隊を明記し、内閣総理大臣のもとにおいて、しっかりとした文民統制のもとに自衛隊を置いたほうが、違憲の疑いのある存在を解釈論で容認するよりもよいものと私自身は考えております。集団的自衛権の問題もさきに挙げたものと同様の理由から憲法解釈で済まず問題ではないと考えております。

憲法制定後、70年たち、国際社会での日本の位置をかながみると、現行憲法のよい点、社会の変化の中でそごを来たしかけている部分を含め、護憲、改憲を問わず、国民の深い理解と議論が必要で、その議論を惹起する必要はあると思ひ、本陳情内容は理解できるものです。

他方、本陳情の国民的議論を惹起することを求める内容は、地方議会の一翼を担う市議会に対する陳情としてはやや具体性に欠け、このような問題を審査することはいかがなものかとは考えますが、憲法の内容を深く国民が理解する必要は重要なものと考え、本陳情は採択したいものと考えます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうから陳情に対して意見を述べさせていただければと思います。

この陳情が出てきたときに中身を精査させていただきました。日本国憲法、国民主権、それから平和主義、基本的人権の尊重の3原則、この辺は言うまでもないのかなと思っています。今後もこのまま堅持されていかなければならない。ただ一方、憲法は、きょうに至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化を生じ、この辺が多分、キーワードになってくるのかなと。それから、直面する諸課題から国民の安全と領土を確保し、福祉の向上をとという部分がかかれております。その下のほうで、国会は主権者である国民が幅広く論議し、その内容が反映されるべきである。国会及び政府は、日本国憲法について、国会において、活発かつ広範な論議を推進するとともに、国民的論議を喚起することを強く求めている。このような内容で、一部キーワード的な言葉もありますけれども、そんなところをちょっと自分なりに解釈させていただきました。

じゃ、具体的に憲法とはというところで、私自身も少し調べさせていただきました。憲法自体、前文から第11章、そして103条から成り立っています。ここでいう憲法というのはどこを指しているのかというのを少し考えさせていただきました。前文から来れば、少しキーワードになる言葉からも推察することはできるんですけども、例えば第1章天皇について。第2章、先ほども話がありました第9条を含めての戦争の放棄。第4章、これは国会ですね。今まさに国会、選挙等を進めております。そして、第5章内閣に関して。第6章司法に関して、第7章財政、第8章地方自治、第9章改正、第10章最高法規、そして第11章補則という形で憲法というのは成り立っているということ。この文面を見たとき、最初に憲法というところでいくと、具体的にどこについて。当然、憲法は、我々

最高規範でございますから、全てに関して論議はしなきゃいけないというのは理解するところですが、具体的にどこという論議はなしに、憲法全てに対してというのは非常に広範囲であり、国民に喚起するというのは非常に難しいところなのではないかなと。

そんなところも実は考えたところでございますけれども、先ほども話がありましたように、7月1日、残念ながら、今回集団的自衛権について閣議決定されました。本来でいけば、今回のこの憲法からすると、国民的論議があって、国会の中で正式な論議があって、その変更をするのであれば、重々理解するところでございますし、最近の中国等のことを考えれば、日本国というのをきちり守るためにはそれなりの力が必要だ。私もそこは感じているところでございます。それであれば、なおかつ憲法論議というのは十分にしながら、本当に日本を、そして、我々、主権を守るためにはというところに行き着かなきゃいけないのではないかな。そういった面を考えれば、今回のこの陳情に対しても国会として、そして、我々国民として論議をすべき。そのもとに立って、この憲法という、我々の最高規範をどうするのか。そういうところに行き着く必要があるのではないかな。そういった面では、この陳情を国に対して意見を出すということは正しい選択ではないかなと思っています。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 非常に難しい問題でありますから、まず当然のことではありますが、陳情文書をよく読んでみました。陳情の要旨の11行目からの部分、「憲法は、国家の基本的規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。よって、国会及び政府は、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。」とあります。

さて一方、大山委員などもおっしゃっていますが、憲法の仕組み、役割というのがどこにあるかということを考えますと、国家の基本的なあり方について定めており、一番大事なルールを定めているわけです。憲法は基本的には国会、内閣、裁判所などの国家権力に直接に適用されるルールが書いてあり、現実的には私たちの生活や契約に直接適用されるルールではないということです。簡単に言えば、権力をコントロールするのが憲法の中心的な役割だという認識がきちんとあるかどうかという問題もございます。

一般論として、私たちが憲法に対する基本的な知識や認識を持っているか。また、現在の憲法の成立過程やその背景となっている歴史をしっかりと把握しているかどうか重要な観点になってくると思うわけです。私は正直に申し上げて、その点に関しては、教育上の問題もあり、論議するに当たって、私たちは勉強不足、準備不足であるということを指摘しておきたいと思えます。

以上でございます。

○委員【館大樹議員】 それでは、陳情第8号について意見を申し述べたいと思えます。

陳情の要旨にありますとおり、日本国憲法は、昭和22年の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の3原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきました。第1条には国民主権を規定し、天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくこと。第9条第1項には国権の発動たる戦争の放棄、第11条には国民は全ての基本的人権の享有を妨げられず、この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利であることが規定され、今後もこの3原則を堅持していかなければならないのは国民共通の思いであり、論をまたないことだと思っております。

ただ、当時の資料を研究されている方々などからは、現憲法はさきの大戦による敗戦の産物であり、戦勝国による押しつけ憲法ではないかといった意見や、憲法前文について、日本の国の歴史、伝統、文化、価値観など、国の姿が見えていないこと。そもそも日本語として正しい文章なのかといった問題点。あるいは陳情要旨の中にもあるとおり、現実の我が国を取り巻く危機的状況に対処するためには、第9条第1項の平和主義は堅持するものの、戦力の不保持を定めた第9条第2項のもとでは、自衛隊は軍隊ではなく、国内の治安を守る警察組織にすぎないことから、国家が国民の安全と領土を確保していくことに心もとない状況を放置したままでよいのかといった意見がある一方で、戦力不保持と交戦権否認を規定した第9条第2項を改正して、国防軍をつくることは、第9条第2項が歯どめを取り払うと、海外での武力行使はできないという建前が崩れ、日本が海外で戦争する国に変えられてしまうといった意見があることも承知しているところであります。だとするならば、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている中で、国会だけでなく、国民的議論を喚起して、意見の集約を図っていき、あるべき方向性を見出していくための意見書を国に提出することは、時宜にかなったことであると考えます。

以上の理由により陳情第8号には賛成いたします。以上です。

○委員長【前澤良二議員】 ほかに発言はございませんか。（「なし」の声）
発言なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【前澤良二議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【前澤良二議員】 異議なしと認めます。正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

午前9時50分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成26年12月5日

総務常任委員会
委員長 前澤良二